

**とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業のうち「マーケットイン型の輸出の取組」及び  
「産地の輸出課題を解決するための取組」に係るQ & Aについて**

<令和6（2024）年4月22日 時点版>

- |                                     |
|-------------------------------------|
| ・本事業の推進にあたり、必要な情報を整理しました。           |
| ・今後、変更があり得ることも前提にしつつ、本事業の活用をご検討下さい。 |

番号	問い合わせ	答え
1	本事業の目的は？	全国的な人口減少や高齢化の進行に伴い、国内の食市場の更なる縮小等が予測される中、県産農産物の販路を安定的に確保するためには、国内のみならず海外への販路拡大が重要です。 この事業では、農業団体等の「マーケットイン型の輸出の取組」及び「課題解決型の輸出の取組」を支援し、県産農産物の輸出拡大を目指すものです。
2	事業の実施期間は？	令和6（2024）年度内の補助金交付決定日から令和7（2025）年3月末までです。
3	事業実施主体の要件は？	農業協同組合連合会、栃木県養殖漁業協同組合、農業協同組合、農地所有適格法人、県産農水産物の輸出に取り組む法人及び農業者（養殖漁業者（栃木県内に住所を有する個人若しくは本店を持つ法人）を含む）の組織する団体です。 農業者の組織する団体とは、原則、農業者を含む3名以上で組織され、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがあるものです。
4	事業費の下限や上限はありますか？	事業費に関する上限や下限の定めはありません。予算の範囲内で審査の上、提案書を採択します。
5	マーケットイン型の輸出の取組とは？	現地涉外員の調査や現地バイヤーの要望等に基づき、海外の需要に対応した取組と認められるものです。 想定例 ①現地バイヤーを通じて海外需要を把握している輸出事業者が、新たに産地とともに輸出用の商品（規格、品質、包装資材等）を開発する。 ②従来、小売店を対象に、青果物の輸出に取り組む産地が、現地シェフ等の要望を受け、新たに業務向け（レストラン等）の青果物輸出に取り組む。
6	産地の輸出課題を解決するための取組とは？	産地の課題解決に必要な取組と認めるものです。 【想定例】 ①既に輸出に取り組む産地において、長期輸送に伴う品質低下が課題。解決に向けて、鮮度保持資材の選定や物流体制の構築に取り組む。 ②輸入規制の緩和により、輸出が可能になった国・地域向けに、産地が輸入規制に対応した栽培方法の見直しに取り組む。